

財務局の使命と役割 ～その機能強化～

大臣官房地方課長 中尾 睦

1. はじめに

「財務局の機能強化」と聞いて、皆さんはどのようなことを思い浮かべるでしょうか。「財務局」は地域の暮らしに密接に関連する必要不可欠な仕事を行っているのですが、「財務局」がどのような仕事をしているかご存知でしょうか。

個々の業務については、あとで具体的に紹介しますが、「財務局」には大きく分けて4つの機能、「実施」、「広報」、「伝達」、「地域貢献」があり、「財務局」は、これらを総合的に推進し、国民生活の安定向上とわが国経済の発展に貢献していく役割を担っています（資料1）。少し抽象的ではありますが、「財務局」は、地域における財務省の総合出先機関（地方支分部局）として、また、金融庁からの法令に基づく事務委任を受けて、財政、国有財産、金融等に関する施策を「実施」しています。そして、財務省及び金融庁の施策を地域に「広報」するとともに、地域の意見・要望や地域経済の実態を財務省及び金融庁に的確かつ迅速に「伝達」し、効果的な施策の形成に寄与しています。また、地域の特性を踏まえた施策の実施を通じて、「地域貢献」に努めています。

これら4つの機能は、明確に切り分けられるものではなく、密接に重なり合っている関係にあります。特に「地域貢献」は、通常の業務である「実施」等を通じて発揮されるものですが、「財務局」では、各省庁の出先機関（地方支分部局）等とも連携し、所管以外の要望・質問等にも、できる限りの対応をすることで、より多くの「地域貢献」を行いたいと考えています（資料2）。

「財務局」の業務は11のブロック単位で行っており、正確には、9つの財務局（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州）と福岡財務支局があり、沖縄県では内閣府沖縄総合事務局財務部が業務を行っています（資料3、4）。

また、財務（支）局の下には、40の財務事務所と13の出張所があります。「財務局」の平成24年度末の定員は4,691人であり、内訳は、総務部門が15.2%、主計・財政融資等の部門が15.4%、管財部門が33.8%、金融検査・監督等の部門が35.6%を占めています（資料5）。

組織の「機能強化」は、どのような組織においても、組織が続く限り必要な、永遠の課題だと思います。「財務局」においても、昭和24年の発足以来、その時々为社会経済情勢等の変化に対応し、「財務局」の定員が減少する中（昭和24年度の定員は7,767人）、組織や業務内容を改善してきました（資料6、7）。新規事務が増大し、定員事情も厳しいですが、「財務局」は、今後とも、高いモチベーションの下、既存業務を見直し、効率的・効果的な業務運営を行い、最大限の「地域貢献」を目指していきます。

こうした中、「財務局」と財務省本省との連絡・調整等を担当し、「財務局」の機構・定員の策定や予算の企画・立案等を行っている大臣官房地方課としては、引き続き、「財務局」が持てる潜在能力を十二分に発揮できるように取り組んでいきたいと思っています。最近の財務省本省の取組みとしては、財政、税制、国際金融情勢等、財務省に関する施策について、地域に素早く生の情報をお届けするため、本省幹部による地方講演等の開催の機会を増やしています。また、その際には、内輪の話ではありますが、財務省本省と「財務局」との連携強化や、将来の「財務局」を担う人材育成等も兼ねて、本省幹部と「財務局」の若手職員等の意見交換会等を行っています。

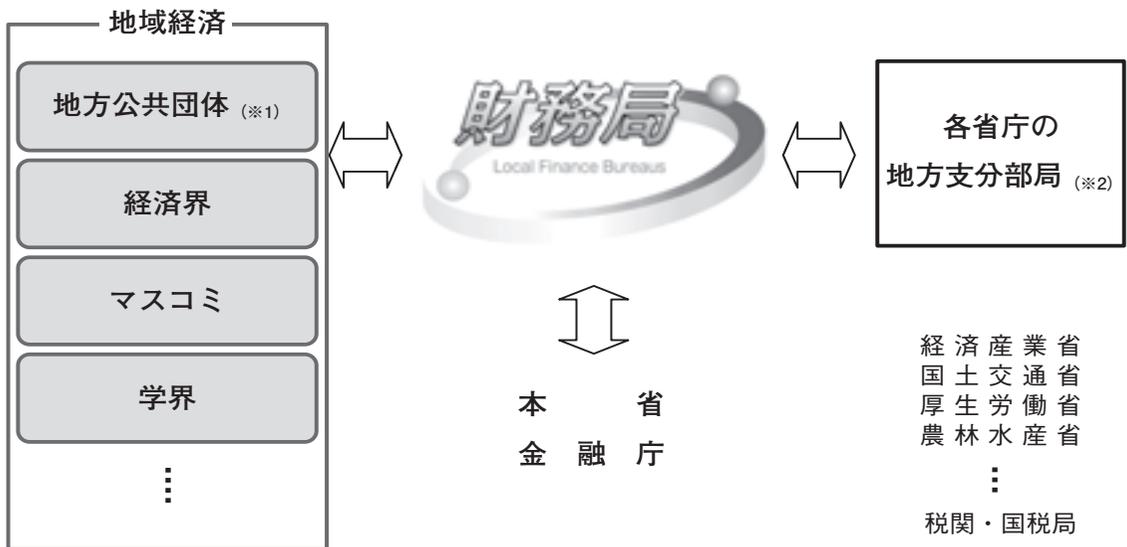
本稿では、以下、「全国財務局長会議」、「財務局の主な業務」、「財務局における最近の新たな取り組み等」について紹介したいと思います。

資料1 財務局の機能



資料2 財務局の地域連携

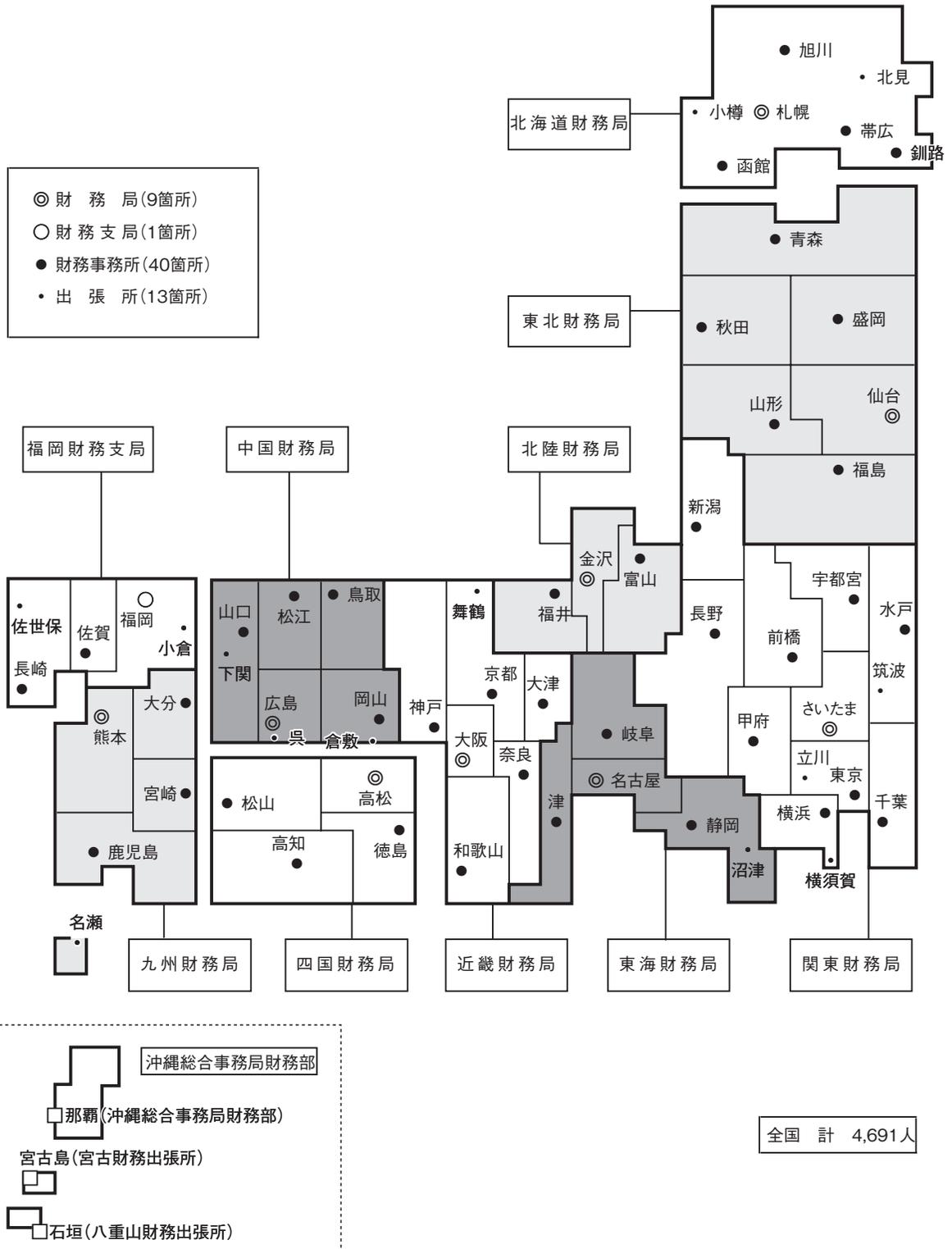
財務局の地域連携を支える本省庁・各省地方支分部局との連携



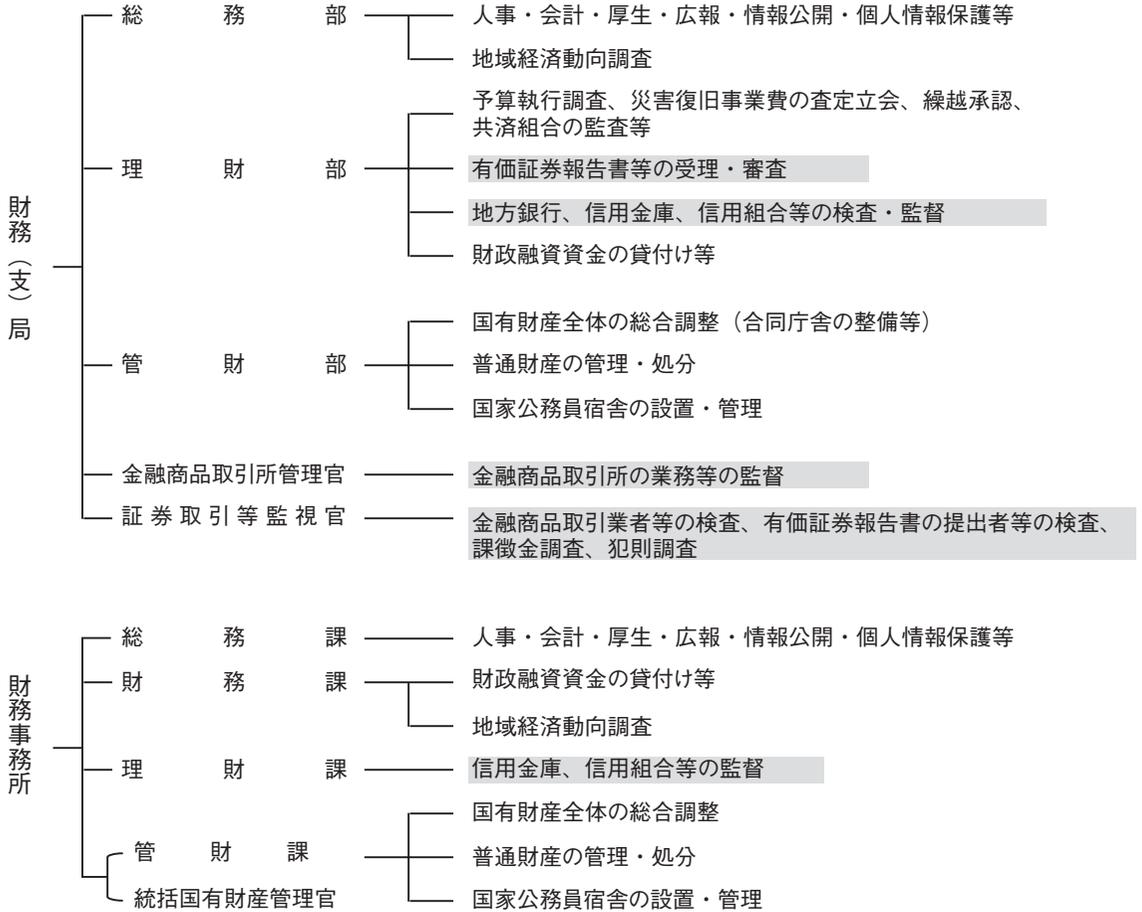
※1 財政投融资、国有財産等

※2 国有財産の総括権、予算執行調査、災害査定立会、予算の繰越承認等

資料3 財務（支）局・財務事務所等の配置状況（平成24年度末）

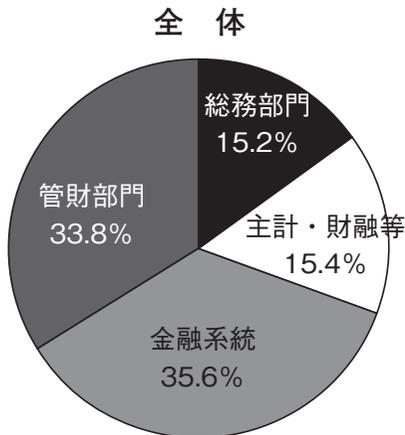


資料4 財務（支）局及び財務事務所の組織と主要事務



(注) 部分は金融庁から委任を受け、金融庁長官の指揮命令の下で行う事務を示す。

資料5 財務局の配置人員の割合（平成24年度末）



資料6 財務局の変遷及び定員の推移

昭和24	・財務局を国税局と財務部に分離 (10財務部、42財務部支部、92出張所、33管財支所設置)
25	財務部を財務局に昇格 (財務部→財務局、財務部支部→財務部)
26	・管財支所全廃
56	・北九州財務局、南九州財務局の廃止 ・九州財務局(熊本市)、福岡財務支局(福岡市)の設置
59	・財務部の廃止、財務事務所の設置
平成4	・証券取引等監視委員会設立に伴う証券取引等監視部門の設置
10	・金融監督庁設立に伴う金融検査・監督体制の改組
12	・関東財務局の大宮・与野地区への移転、東京財務事務所の設置等 ・金融庁の設立
13	・財務省の設置

昭和24年度末 (財務局発足)	昭和42年度末 (総定員法基準年度)	平成24年度末
7,767人	6,627人	4,691人

資料7 財務局の最近の主な新規事務 (平成13年以降)

<p>1. 国の予算等に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為実施計画承認に関する調査 (平成14年6月) ・予算執行調査 (平成14年10月) <p>2. 財政融資資金に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の財務状況把握 (平成17年4月) ・補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画の審査等 (平成19年4月) <p>3. 外国為替に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両替業務を営む者等に対する検査 (平成15年1月) <p>4. 国有財産に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧法定外公共物の直接管理 (平成17年4月) ・庁舎の使用効率等に関する省庁横断的な調整 (使用調整) (平成19年1月) ・国が民間から借り受けている庁舎に対する使用調整 (平成19年1月) ・国有地への定期借地権の設定 (平成19年1月) 	<p>5. 金融機関等の検査・監督等に関する事務</p> <p>(1) 金融関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行代理業者等の監督 (平成18年4月) ・郵政民営化に伴う簡易郵便局等の監督 (平成19年10月) <p>(2) 証券関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国為替証拠金取引業者の監督 (平成17年7月) ・課徴金制度導入に伴う該当事案の調査 (平成17年4月、平成17年12月) ・ファンド業者等の監督 (平成19年9月) ・無登録ファンド業者等に対する裁判所への停止申立て及び調査 (平成22年6月) <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸金業者の監督 <ul style="list-style-type: none"> ① 貸金業規制法の改正 (商工ローン関係) (平成13年1月) ② 貸金業規制法の改正 (ヤミ金融対策関係) (平成16年1月) ③ 改正貸金業法の施行 (平成19年12月、完全施行:平成22年6月) ・少額短期保険業者の監督 (平成18年4月)、検査・監督 (平成20年12月) ・前払式支払手段発行者及び資金移動業者の検査・監督 (平成22年4月) ・認定経営革新等支援機関の監督 (平成24年9月)
--	--

2. 全国財務局長会議

財務局に関係する事柄の中で、皆さんの目に一番大きく留まる機会は、四半期毎に開催している全国財務局長会議だと思います。原則1月、4月、7月、10月に開催しており、全国11の財務（支）局長等が集まって、各地域の経済情勢等を財務大臣等に報告しています。全国財務局長会議は、その時々課題に関する活発な議論を通じた情報共有や相互理解の場であるとともに、各財務局長より披露された地域での取組み等を他の財務局での今後の施策の実施に役立ててもらおうための機会と位置づけています。

会議の冒頭には、財務大臣から挨拶が行われ、その中で、直近四半期の地域経済に関する各財務局の報告に基づく全局総括判断が示されます。その模様は、毎回、テレビのニュース、全国紙・地方紙の新聞等において大きく取り上げられており、注目度の高いものとなっています。会議後には、報告内容をまとめた「管内経済情勢報告」を財務省のホームページ等で公表しています。

直近では、平成24年10月31日（水）に全国財務局長会議を開催し、平成24年7－9月期の全局総括判断は、「緩やかに持ち直してきたものの、当期において足踏みがみられる。」として、4－6月期の「全体として緩やかに持ち直している。」から下方修正しています（資料8）。次回の全国財務局長会議は1月30日（水）を予定していますので、平成24年10－12月期の全局総括判断がどのようになるか、注目していただけたらと思います。



全国財務局長会議の様子

資料8 平成24年7-9月期全国各地域の経済動向（総括判断）
（平成24年10月31日（水）全国財務局長会議において各財務局から報告）

財務局名	前回（24年4-6月期）	今回（24年7-9月期）	前回との基調比較
全局総括	全体として緩やかに持ち直している。	緩やかに持ち直してきたものの、当期において足踏みがみられる。	↓
北海道	厳しい状況にあるものの、緩やかに持ち直している。	緩やかに持ち直しているものの、一部に弱さがみられる。	↓
東北	東日本大震災の影響が残るものの、緩やかに回復しつつある。	一部に弱さがみられるものの、東日本大震災からの緩やかな回復の動きが続いている。	→
関東	緩やかに持ち直している。	緩やかに持ち直してきたものの、足踏みがみられる。	↓
北陸	持ち直している。	持ち直している。	→
東海	緩やかに回復している。	緩やかな回復に足踏みがみられる。	↓
近畿	厳しい状況にあるものの、緩やかに持ち直している。	緩やかに持ち直してきたものの、当期において足踏みがみられる。	↓
中国	一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しつつある。	緩やかな持ち直しの動きに足踏みがみられる。	↓
四国	緩やかに持ち直している。	緩やかに持ち直していたものの、このところ足踏みがみられる。	↓
九州	緩やかに持ち直している。	緩やかに持ち直しているものの、一部に足踏みがみられる。	↓
福岡	緩やかに持ち直している。	緩やかに持ち直しているものの、一部に弱さがみられる。	↓
沖縄	持ち直しつつある。	緩やかに持ち直している。	↑

3. 財務局の主な業務

財務局では、財政、国有財産、金融等に関する様々な業務を行っており、その中の主な業務内容を具体的に紹介したいと思います。

① 国の予算等に関する事務

財務局では、国民生活とかかわりの深い国の予算編成及び執行に必要な調査を行っています。国の予算・経済政策に必要な地域の経済状況を分析し、広く国・地方の財政について調査を行い、財務省本省に伝達しています。

また、国の予算が効率的かつ効果的に執行されているかを確認する予算執行調査も行っています。具体的には、財務省主計局と連携し、①事業の効果が予定していた通り出ているか、②事業が効率的に行われているか、③事業の費用が適切か、といった点などを調べ、次の予算編成に反映させています。

さらに、地震や台風、大雨等で道路・河川や農業用施設、学校等の公共的な施設が被害を受けた時には、少しでも早く災害復旧が行われ、生活環境の安定が図られるよう、主務省とともに被災現地に向いて災害の状況を確認し国が負担する復旧事業費の決定を行っています（平成23年災（平成24年10月末時点）：約95,000件、約3兆4,000億円）。

その他、一会計年度内に使用することが原則となっている歳出予算を、やむを得ない場合に例外的に翌年度に繰り越して使用するための繰越承認の事務も行っています。



災害査定立会の様子

② 地方公共団体への資金貸付に関する事務

財務局では、政策的な必要性があるものの民間では困難な長期・低利の資金の供給や、大規模・超長期プロジェクトへの資金供給を行う財政投融资のうち、地方公共団体向けを担当しています（地方向け財政融資資金貸付残高約54兆円（平成24年3月末現在））。

具体的には、都道府県や市町村等が学校、病院、上・下水道、社会福祉施設等を建設する資金を必要とする場合に、国の信用により調達した資金を

財政融資資金として貸し付ける仕事をしており、都道府県や市町村等が地域の生活環境を良くしたり、福祉施設等の充実を図ったりする手助けをしています。

また、地方公共団体に対し、貸付金の償還・財務に関する事項や使用状況などの実態を確認する実地監査や、債務償還能力及び資金繰り状況を確認する財務状況把握ヒアリングを実施するなど、財政融資資金の貸し手としてチェック機能の充実を図っています。

③ 国有財産に関する事務

国が所有している財産（土地・建物等）は、国民共有の貴重な財産です。財務局では、この国有財産を適正に管理・処分し、有効に活用するための業務を行っています。

国の機関が使用している庁舎や宿舍等の国有財産（行政財産）については、その使用状況を調査し、庁舎の空きスペース等に係る省庁横断的な入替調整を行い、庁舎等の効率的な使用を図ることにより、借受庁舎の解消による借受費用の縮減、分散している庁舎の解消を進めるなど、国有財産の有効活用を図っています。また、国有財産の現況を正しく把握して有効活用を徹底するため、国有財産の監査を行い、無駄を排除し、新たな未利用国有地等の創出を図っています。

不用となった国の庁舎や宿舍、税金の代わりに国に納められた土地や建物等の国有財産（普通財産）については、原則として速やかに一般競争入札により売却し、国の歳入とすることを基本としています。また、普通財産の活用に当たっては、地域や社会のニーズを踏まえ、公園や学校、社会福祉施設等の公共的な施設用地等として、地方公共団体等へ売払いや貸付けを行っています。

地方公共団体等が社会福祉施設を整備する場合には、売払いだけでなく、定期借地権を活用した国有地の貸付けも行っているほか、地方公共団体における家庭的保育（保育ママ）事業の実施場所として、国家公務員宿舍の空きスペースを活用しています。



公務員宿舍を活用した家庭的保育（保育ママ）事業

④ 金融機関等の検査・監督に関する事務

財務局では、金融庁から委任を受け、銀行法等の法令に基づき、信用秩序の維持や利用者保護の観点から、地域銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫等の預金取扱金融機関の検査・監督を行っています。具体的には、上記の預金取扱金融機関に対する立入検査を実施し、経営管理態勢及び法令等遵守態勢を含めたリスク管理態勢について検証を行っています。また、検査時以外においても、金融機関代表者や役職員に対するヒアリングや必要に応じて行う法令に基づく報告徴求等を通じ、自主的な業務の健全性確保を促しています。

また、金融商品取引法に基づき、投資者保護の観点から、金融商品取引業者、投資運用業者、投資助言・代理業者等の検査・監督も行っています。具体的には、立入検査を実施し、経営管理態勢や顧客取引の適法性を含めた法令等遵守態勢等について検証を行っているほか、検査時以外においても、継続的に情報の収集・分析を行っています。

その他、貸金業法に基づき、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護等を図る観点から、複数の都道府県に営業所を設置している貸金業者の検査・監督を行い、保険業法に基づき、保険契約者等の保護が図られるよう生命保険会社の保険募集人、損害保険会社の代理店等の登録業務や少額短期保険業者の検査・監督を行っています。

多重債務でお悩みの方からの相談や、財務局職員等を装った詐欺、不正な預金口座やヤミ金融に関する情報等、地域の皆様のご相談にも応じています。

⑤ 証券取引等の監視等に関する事務

財務局では、証券取引等監視委員会から委任を受け、証券取引等の公正を確保するため、証券会社等に対する法令等の遵守状況の検査やインサイダー取引や相場操縦等の不公正取引の監視・課徴金調査、有価証券報告書等の提出者への検査のほか、証券取引等監視委員会の指揮の下、犯則事件調査等も行っています。

また、証券市場の公平性、透明性を高め、投資者保護を一層徹底させるため、株式の上場会社等から提出される、企業の財務内容等が記載された有価証券報告書等や上場会社の発行済株式総数等の5%を超えて株式等を保有する者から提出され

る大量保有報告書等を受理・審査し、これをどなたにも自由に閲覧できるようにしています。

企業財務の適切な開示について社会的要請が高まっており、財務諸表の監査に携わる公認会計士の公共的使命はますます重要になっていますが、その公認会計士になるための国家試験も実施しています。

⑥ 国庫・国債及び通貨に関する事務

財務局では、日本銀行の国庫金の取扱事務を監督する事務や、先の大戦で物的、精神的損失等を受けた戦没者等の遺族や強制引揚げを余儀なくされた引揚者等に対して、国が金銭の給付に代えて交付する国債に関する事務の一部を行っています。

また、個人向け国債や記念貨幣の広報のほか、貨幣の発行・回収や通貨の偽造の取締り等に関する事務を行っています。

⑦ たばこ・塩事業に関する事務

財務局では、日本のたばこ産業の健全な発展を図ることにより、財政収入の安定的な確保及び国民経済の健全な発展に資するため、製造たばこ小売販売業の許可・卸売販売業の登録等の事務を行っています。

また、良質な塩の安定的な供給の確保と日本の塩産業の健全な発展を図るため、塩の製造業や卸売業の登録の事務も行っています。

⑧ 外国為替に関する事務

国際社会の平和と安全を脅かすテロリストの活動、及び現在の核不拡散体制に対する大きな脅威である北朝鮮やイランの核開発問題は国際社会全体の課題です。このような観点から、財務局では、テロリスト等、北朝鮮のミサイル・大量破壊兵器計画に関連する者及びイランの核活動等に関与する者に対する資産凍結等の経済制裁措置等の実効性を担保し、外国送金等の外国為替業務等に係る取引について、外為法等の規定が遵守されているかを確認するため、外国送金等の外国為替業務を取扱う金融機関、外国送金を取扱う資金移動業者、外貨両替業務を取扱う金融機関及び両替業者金融機関等に対し外国為替検査を実施しています。

⑨ 経済調査に関する事務

財務局では、地域経済の動向、経済構造の実態や変化、財務省の財政施策等の経済的効果等について情報収集及び調査を実施しています。

具体的には、企業ヒアリング、統計指標等の定期的・継続的な把握を行い、地域経済の動向等を分析するとともに、その結果を財政施策等の企画立案に反映させるために財務省本省に報告しています。

また、「管内経済情勢報告」、「法人企業景気予測調査」及び「法人企業統計調査」等の各種経済関係資料を公表するなど、地域への情報提供を行っています。

⑩ 広報に関する事務

財務局では、地元の経済団体、金融関係団体及び大学等での講演会や意見交換会の開催等、様々なコミュニケーションの場を設け、地域の皆さんに財務省の施策やその考え方についてご理解を深

めていただくよう努めています。例えば、平成24年8月に成立した「社会保障と税の一体改革関連法案」に関して、関連法案の概要をはじめ一体改革の意義や目的、国の財政の現状等を説明するとともに、意見・要望等を伺っています。

また、定期的に開かれる全国財務局長会議やその他の機会を通じて、地域の経済情勢や地域の意見・要望等の情報を財務省本省に伝えるなど、地方と中央の橋渡し役となるよう努めています。例えば、財務局は、収集した地方経済の特徴的な動向等について、「地方経済トピック」として取りまとめ、毎週、大臣官房地方課から局長等連絡会議の場で本省幹部に紹介しています（資料9）。また、財務局においても、ホームページ掲載や関係先へ情報提供するなど、幅広く活用しています。

この他、金融庁の施策の広報も行っています。

資料9 老舗企業（創業100年以上）の長寿の秘訣 ～関西老舗企業52社のヒアリング結果から～

平成24年11月
近畿財務局

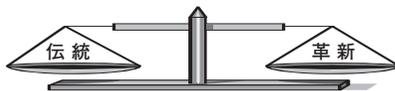
地方経済トピック No.114

・老舗企業数では、大阪府が東京都に次いで2位。
・老舗率（老舗企業が占める構成比）は、京都府が全国でトップとなっている。

都道府県	企業数
1 東京都	2,328
2 大阪府	1,272
3 愛知県	1,271
4 新潟県	1,120
5 京都府	1,090

都道府県	企業数	企業数
1 京都府	1,090	3.93
2 山形県	543	3.75
3 鳥取県	325	3.63
4 新潟県	1,120	3.57
5 滋賀県	426	3.25

○長寿の秘訣は「伝統」と「革新」のバランス



- 1. 本業重視の経営、品質の維持**
「本業」であれば、どんな難しい仕事でも手を出し、「本業以外」は、どんなに儲かる仕事でも手を出さなかった。
(1892年創業・造園工業)
- 2. 堅実経営（身の丈経営）**
「背伸びをするような経営はするな」、「手形の商売はするな」ということを代々引き継いでいる。
(1912年創業・卸売業（旗））
- 3. 企業理念の継承**
創業時から「先義後利」という家訓を守っている。
(1689年創業・製菓業（麩））
- 4. 顧客ニーズに合わせた既存商品の改良**
目の前の一人のお客様が本当に満足できる製品を作ること集中した。その結果、新商品開発に成功し、卸専門業者からメーカーに転換した。
(1804年創業・製菓業（網））
- ネットを使った販売にも注力し、販売エリアは全国に広がった。
(1800年創業・製菓業（玩具））
- 設備投資のタイミングは、「早すぎず」、「遅すぎず」である。
(1912年創業・印刷業）

○長寿の秘訣を漢字一字で表すと「信」

<誠>
・誠実に対応。
・自分の心に偽りはないか。この時々に誠実に対応。

<信>
・のれん＝「信」であり、顧客の期待に応えるのも「信」、安全な商品を提供するのも「信」。どれか一つでも欠けてしまえば、「信」を失い終焉に繋がる。
・約束を守ること。謙虚であることも大事だが信用は絶対的。

<和>
・取引先の「和」、地域の「和」、社員の「和」。
・「和」をもって一致団結

<変>
・変わらないこと、常に変化すること。
・問題点や課題を良い方向に変えていくこと。

信

誠 2 (10%)

1 (22%)

和 3 (8%)

○老舗企業は、最大の危機をどう乗り越えたのか

1. のれんを捨てる覚悟 A社（製菓業・網）・1805年創業

ローブや産業用資材などの卸売業だが、バブル崩壊後、大幅に受注が減少し赤字に転落。モチベーションの低下したベテラン社員を叱責したところ、「社長はもう私たちを見捨てているのでしょうか」と指摘され、無意識のうちに暖簾を守るのを最優先にしていたことに気付かされ、強く後悔した。

それを機に何よりも社員を守るため、新製品の獣害防止ネットの開発を決意した。卸専門からメーカーへ、暖簾を捨てる覚悟でその社員と共に取り組んで成功。農家にも喜ばれ、若手社員も感動。各課の垣根を越えてその営業に参加し、業績は大きく回復。社内は、活気に満ちている。

2. 温故知新による復活劇 B社（製菓業・繊維製品）・1615年創業

390年超の歴史を持つ綿織物商。戦後、タオル製造卸へ転向し、主にデパートとの取引により急成長。ところが、1985年のプラザ合意以降の円高を背景に海外ブランドのタオルが流行、売上は激減し、倒産の危機に。借金返済のため、本家の邸宅を売却、社員のリストラをするが業績は回復せず。

そんな折、会社の倉庫を整理していた社長は、斬新なデザインの手ぬぐいを発見。それは、戦前この会社で作っていたものであった。社長は、390年の歴史と現代の技術を手ぬぐいに注入し、復刻版を完成させ、売り出したところ、見事大ヒット。業績のV字回復を成し遂げた。

4. 財務局における 最近の新たな取組み等

財務局における最近の新たな取組み等をトピック的に紹介したいと思います。

① 東日本大震災後の財務局の取組み

財務局では、東日本大震災の発生後、財政、国有財産、金融等の業務を通じて、早期復旧や被災者・被災地の支援に努めています。

財政面においては、被災した公共的な施設が少しでも早く復旧をし、生活の安定が図られるよう、上記3. ①の災害査定を早期に完了させるべく、全国の財務局から523人の応援を得て対応した結果、平成23年度に申請があったものについては、平成24年3月末までに完了させることができました。

また、被災した地方公共団体に対して、財政融資資金の貸付けや償還において各種の特例措置を講じるとともに、災害対策等を実施する際の一時的な資金不足に対応できるよう、短期のつなぎ資金を手当てしています

国有財産面においては、被災者の仮設住宅として利用可能な国家公務員宿舎等や仮設住宅用地等として利用可能な未利用国有地を地方公共団体に無償で提供しており、財務省所管分として、国家公務員宿舎等は1,773戸（情報提供済戸数のピークである平成24年3月2日集計時点）、未利用国有地は13件・104,342㎡をそれぞれ提供しています。

金融面においては、被災者の当面の資金確保を容易にするために金融担当大臣と日銀総裁の連名で金融機関へ要請した金融上の措置要請の内容を被災者にお知らせするため、手作りのポスターを作成し避難所等へ掲示したり、被災市町村に開設された災害コミュニティFMで放送してもらうなどの対応を行っています。

この他、被災した地方公共団体からの要請を受けて、職員を被災地に派遣し、支援活動を行っています。大震災発生1週間後の3月19日から翌年6月22日にかけて、21団体に延べ3,996人の職員を派遣し、避難所や物流拠点の運営、被災家屋調査等の行政事務、警戒区域への一時帰宅、計画的避難区域における避難等の支援活動に従事しています。

さらに、被災地の要望を踏まえ、東北財務局としても、財務省本省に働きかけを行い、平成23年度補正予算で措置された事業について、事故繰越

事務手続きの簡素化が実現しました。これは、人手や資材の不足等により進捗が遅れが生じ、平成24年度に繰越されていても、なお年度内に完成しない事業について、繰越に関する提出資料を全廃するなど、被災地の円滑な事業執行に資するものです。

② 地域連携の取組み

地方における財務省の総合出先機関である財務局は、「地域との連携」について、従来から積極的な取組みを進めてきており、地域とのネットワーク作り（例：地方公共団体、地元経済界、企業、金融機関、学会、マスコミ等との幅広い連携、国有財産の有効活用に関する地方公共団体との協議会の場を足掛かりとした連絡会）、他省庁出先との連携（例：防災のための連絡会議）等、地域の実情に合わせた連携策を行っています。

更なる地域連携に取り組むために、現在、財務局においては、会議体を設けて戦略的な連携策を検討・推進しています。

最近の個別の取組みとしては、例えば、

- 国の予算について、地域の個々の事業を財務事務所が財務省本省と連携して対応したもの、
 - 国有地取得希望があるも資金が手当てできないという地方公共団体からの相談に対応し、同じく財務局が扱う財政融資の活用を提案して資金手当を可能とした結果、地方公共団体が取得し、土地の有効活用が図られたもの、
 - 地方公共団体と共同で財務事務所が大規模災害後の復旧状況等の経済調査を行い、回復の兆しがあったことで、地元の安心につながったもの、
 - 財務省本省や他省庁出先と連携し、地域の要望に対して担当部署を紹介することや、担当部署からの回答を要望先に伝えたことで、相手方から評価されたもの、
- などがあげられます。

このように様々な地域との連携を重ねるとともに、地域から寄せられた声に耳を傾け、丁寧に対応していくことにより、地域のお役に立っていききたいと思います。

③ IMF・世銀総会

平成24年10月、日本でIMF・世界銀行年次総会が開催されました。総会は政府、国際機関、民間、



IMF・世銀総会の様子

学会、報道機関等より2万人を超える参加者を迎えて開催される世界最大規模の国際会議であり、国内、海外から注目を浴びる盛会となりましたが、その影には、様々な場面での財務局職員の活躍が見られました。

平成23年7月以降、関東、近畿、福岡、沖縄の各財務局等より財務省本省内のIMF・世銀総会準備事務局に派遣された若手職員8名は、会場との連絡調整や参加者の移動手段の確保等といった会議の運営全般に関わる準備のほか、防災と開発に関する仙台会合等の企画・運営を担当しました。

仙台会合においては、東北財務局が仙台市等の関係機関との綿密な連携の下、ラガルドIMF専務理事やキム世銀総裁等による被災地視察を含め、現地での会合の運営に幅広く関与しました。

また、全国の財務局等より参加した応援要員100名は、各国の財務大臣等に終日同行し、要人の問い合わせに対応するリエゾン業務等を行うなど、総会の円滑な運営や日本に対する各国の理解を促す役割も担いました。

このように、財務局は、経済調査や財政融資、国有財産の管理といった業務のほか、財務省の総合出先機関として国際関係の業務においても、重要な役割を果たしています。

④ 人事院総裁賞の受賞

近畿財務局上席証券検査官の橋本和彦氏（平成21年7月～24年6月：理財部理財第1課上席為替実査官）が、平成24年度人事院総裁賞（個人部門）を、財務局職員としては全国で初めて受賞しました。

人事院総裁賞は、国民全体の奉仕者としての強い自覚の下に職務に精励し、国民の公務に対する

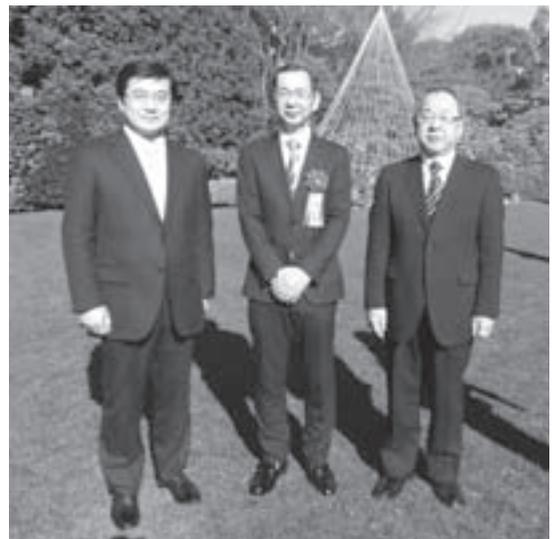


仙台会合参加者に会場案内をする財務局職員

信頼を高めることに寄与した職員又は職域グループの功績を讃えるものです。

受賞理由は、財務省本省及び財務局では、外国送金等の外国為替業務に係る取引について、外国為替及び外国貿易法等の規定が遵守されているかの確認を目的とした外国為替検査を実施しており、橋本氏は、資産凍結等経済制裁対象者の預金口座の有無を確認するための自動照合ツールを開発し、全国における外国為替検査の大幅な効率化と質的向上を図ったことにより、国際社会からの信頼確保にも大きく貢献したことが評価されたものです。

授与式は、人事院の主催により、平成24年12月10日に東京都内において行われ、授与式後、受賞者は皇居において天皇皇后両陛下に御接見を賜りました。



池田近畿財務局長（左）、橋本上席証券検査官（中央）、原人事院総裁（右）

⑤ 財務専門官採用試験の創設

財務局は、財務省の総合出先機関として、また金融庁からの事務委任を受け、幅広い業務を所掌しています。業務内容も複雑化・高度化しており、財務、金融、経済、資産管理等の財務に関する専門的知識が求められています。こうした中、平成24年度に国家公務員採用試験制度が変更され、新たな専門職試験として「財務専門官採用試験」が創設されました。財務専門官採用試験の合格者は、全国の財務局で採用されます。

平成24年度の財務専門官採用試験の競争率（受験者数÷最終合格者数）は、16.4倍となり、国家公務員採用一般職試験（従来の国家Ⅱ種試験）行政区分の競争率（11.0倍）を大きく上回りました。第1期生となる財務専門官の内定者からは、財務局の業務の多様性が大きな魅力に感じられたことが志望の理由となったとの声が多く聞かれるところです。また、国有財産の管理・処分、予算執行調査、財政融資資金の貸付け、金融検査・監督等、個々の業務に対する関心も高いものとなっています。

財務省本省及び財務局においては、将来の財務局を担う優秀な財務専門官を確保するため、フェイスブックも含めて各種広報ツールを活用して、財務局の業務内容や財務専門官採用試験のPRを積極的に実施しているところです。ご関心をお持ちの方は財務局HP（「財務専門官」で検索できます）を是非ご覧ください。

http://www.mof.go.jp/about_mof/recruit/zaimu/zaimusenmonkan/index.htm

（注）文中、意見にわたる部分は、筆者の個人としての見解です。

プロフィール

中尾 睦（なかお むつみ）

昭和60年大蔵省入省。八幡浜税務署長、東京国税局査察部長、三重県総務部長、主計局給与共済課長、同局主計官（農林水産係担当）、理財局国有財産企画課長、同局財政投融资総括課長を経て平成24年7月から現職。



平成24年度財務専門官採用試験ポスター（左）、試験会場案内（中央・右）